明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**一〇八）　一

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**同**一〇九）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**二五〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三六）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇四）　三

○文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件（**文部科学**九二）　四

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**二四五）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一二八九～一二九八）　六

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（**経済産業**一七四）　六

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害を受けた市町村の区域を定める件（**国土交通**八〇七）　七

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　七

〔官庁報告〕

官庁事項　七

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　七

登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）　七

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他

省　令

○厚生労働省令第百八号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項第十号中「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校を卒業した者」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者」に改め、「水産大学校を含む。」の下に「及び旧独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校」を加える。

（臨床工学技士法施行規則の一部改正）

第二条　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第六号中「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校及び」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）に基づく国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「を含む。」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校」を加える。